

会報

いしかわ

1999.2月. No.25



御願神事(竹割り祭)



石川県行政書士会

目 次

会長あいさつ	1
知事あいさつ	2
強調月間	3
特集座談会	4
無料相談所開設	12
活動の報告	13
情報コーナー	15
支部だより	16
意見箱のコーナー	17
特別寄稿	21
会務報告	23
各部の状況	25
会務日誌	26
編集後記	29

表紙写真

●御願神事

毎年2月10日に行われる御願神事は、別名「竹割り祭」ともいわれ、昔この地に住んでいた大蛇を退治するために生まれた神事だといわれています。裸の若者が数百本の青竹をたたき割る音が、雪の境内に響く様は、まさに勇壮のひとことです。県指定の無形文化財。



新年を迎えて

会長 藤井國穂

明けましておめでとうございます。

長引く不況の中で、将来の生活に対する不安を抱えながら年を越された方も多いと思います。取引先の倒産、銀行の貸し渋りによる設備投資の圧縮、新規事業の手控え等による受託業務の減少により、不況の影が色濃く我々の業界にも及んでいると思います。

しかしながらそんな中でも我々行政書士に対する規制緩和は推進され、今の通常国会に政府提案による行政書士法の一部改正案が上程される予定になっております。改正案の骨子は、先の規制緩和小委員会の答申の内容に沿ったもので、行政書士試験の受検資格の学歴条項の撤廃、試験事務の受託、会則からの報酬額規定の削除となっております。1月21日に開催された連合会の理事会でこの件が議案に上程され審議の結果、全会一致で政府提案の改正案に反対する決議が採択されました。特に、報酬規定の削除は、無秩序な市場を形成し、無責任な書類が横行し、行政書士精度の崩壊に繋がり兼ねないと強い懸念から連合会理事会としての反対の意思表示として決議されたものだと思います。

行政改革、地方分権の推進、高度情報化通信社会の推進が今後も進展する中で、それらの進展について行けない社会的経済的弱者の存在も忘れてはならないと思います。国民負担の軽減を図る規制緩和が逆にそうした弱者を生み出し、彼らに更なる負担を押しつける結果となるような規制緩和を許してはならないと思います。国民生活の利便の向上、行政の効率化に寄与する立場の行政書士であってもそうした弱者の犠牲によって達成される規制緩和には反対の立場を明確にする必要があると思います。そのためにも今後の規制緩和の方向を充分に見極め、迅速な対応を講じる態勢を常に整えておくことが必要であると思います。

昨年、各単位会に連合会よりパソコンが貸与され、また、建設省の平成11・12年度建設工事競争入札参加資格審査のインターネット一元受付が開始される等、我々が否応なく電子化に対応せざる状況が生まれて来ております。連合会でも認証局が設置され電子証明書の交付が始まっております。電子証明書の目的は、本人確認と申請書類の真性の担保が主であります。しかし、各省庁で申請、届出の電子化が推進されるにつれ、連合会の認証局の認知を各省庁に求めしていく必要があると思います。今後、インターネット申請を初め、F D申請、F A X申請、更に、簡素合理化の観点から申請書類枚数の削減、押印の廃止等、届の簡素化とペーパーレス化が進み、我々行政書士を取り巻く環境が急激に変化するものと思われます。本年度、本会ではインターネットホームページを開設し、秘録地域住民並びに会員の方々と情報交換を通じて電子化に対応する組織を構築したいと考えております。コンピューターの活用による組織の電子化と我々の業務の電子化を実現したいと思います。

最後に、会員各位並びに関係各位の本年のご健勝とご多幸を祈念して私のあいさつとします。



年頭のあいさつ

石川県知事 谷 本 正 憲

新春を迎えるにあたり、石川県行政書士会の会員の皆様のご健勝を心からお慶び申し上げます。

行政書士制度は、昭和26年に行政書士法が制定されて以来、約半世紀にわたり充実・発展を遂げ、今日、地域住民と行政の懸け橋として、欠くことのできない重要な制度となっております。

これもひとえに行政書士会並びに会員の皆様が日々研鑽を積み重ねてこられた賜物と、心から敬意を表する次第であります。

さて、21世紀を目前にした今日、国際化、高度情報化、少子高齢化などの著しい社会情勢の変化を背景として、行政分野においても、多様化・専門化が進む一方、規制緩和、地方分権の推進など諸制度の見直しが強く求められております。

県といたしましても、こうした社会情勢の急激な変化に的確に対応し、多様化・高度化する住民ニーズに応えるため、昨年12月に石川県行財政改革大綱の見直しを行い、簡素で分かり易い行政の推進に努めているところであります。

会員の皆様におかれましては、行政書士業務の重要性と公共性を十分にご認識されますとともに、新たな申請業務の増加など、複雑化・高度化する時代のニーズに対応した諸改善に努められ、今後とも住民の権利の擁護と行政の円滑な運営のために一層ご尽力を賜りますようご期待申し上げます。

おわりにあたり、石川県行政書士会の益々のご発展と会員各位のご多幸を祈念いたしまして、年頭のごあいさつといたします。

行政書士制度強調月間の活動について

毎年10月に「行政書士制度強調月間」を実施している。昨年は、ちょうどこの時期、行政改革規制緩和委員会の論点として公開されたのが「行政書士による書類作成業務独占の廃止」であった。

このショックに日行連を先頭に全国の行政書士会が猛烈な反対運動を繰り広げ、当会においても「規制緩和阻止闘争本部」を組織して、また各支部の協力を得て「議会請願」等により県議会、市町村議会に論点の不当性を訴えるとともに、我々行政書士の職域を根本から揺るがす改悪だと必死の思いで戦って来た訳である。議会請願と強調月間のダブルな辛い思いをしたのである。

その苦労の甲斐あってか、規制緩和委員会の結論は「業務独占の廃止」の文言が削除され「業務独占の在り方」との表現に落ち着いたことは、諸先生の知ることでありますが、しかしながら、依然として安心する状況ではないと思われます。このことは、時代の流れ世界の流れとして受け止めるべき、行政書士の根本を見つめる良い機会だったと思ってい る。(私個人の意見?)

さて、本年度の「行政書士制度強調月間」は、昨年の「行政書士による書類作成業務独占の廃止」という心労は無しと言う事、少しの安堵感により、「監察、広報活動を積極的に推進し、行政書士の社会性を強調して国民の理解と信頼を得ることを通して、行政書士制度の普及徹底を図る。」「非行政書士の排除を強力に推進し、業務の拡大と会員の意識高揚を図る。」この二点の月間目的の馬力が

増したというか、昨年度に比べて集中力が増大したように思われた。その結果、(1)無料相談会の件数の増大、(2)月間推進に携わった会員諸先生の人員の増大、(3)市町村広報紙掲載数の増大につながり、全て前年度実績を上回った事、特に金沢支部においては、新しい試みとして「アルプラザ金沢」中央ホールに於いて無料相談会を実施し、また相談会案内のチラシを配布する等、身近な行政書士をアピールしたことであった。ニュース性のあるテレビ報道となり、このことが「強調月間」の多大な効果になったと思われる。また、各支部に於いても「強調月間」推進に御協力を頂き、この会報紙面を借りて御礼を申し上げる次第あります。

今後は、試行錯誤したことではあるが、我々行政書士の視点を変え、或いは角度を変えてのPR活動を模索し、行政書士制度による権利を主張することは、流行らない時代となって、さらには、サービス業に徹する意識改革が必要なのかも知れない。

平成11年2月5日

石川県行政書士会
監察部長 太田 勉

電子申請

新しい時代に向けて行政書士はいま!!

【出席者】

藤井 國穂（会長）
的場 晴次（業務指導副部長）
寺田 隆（電子申請研究会世話人）
小山 秋子（広報副部長）

【司会】

倉本 守（広報部長）

〔倉本〕

去る10月の「行政書士強調月間」に際して、多くの会員各位の協力を得て、「行政書士10番」を開設し、無料相談や電話相談、新聞、ラジオのコマーシャルはもとより、数回にわたって新聞記事にも掲載され、また、藤井会長のラジオ対談等新しい企画についても相当の成果があったように思います。

さて、今回の「平成11・12年度の指名願」からは、建設省がインターネットによる一元受付けを開始しました。私たちにとっては、電子申請の第一段となりました。今後逐次電



子申請の方法形態が増えていく傾向にあります。また、本会や各都道府県との連絡、我々会員同士の情報交換のためにパソコンは不

可欠なものとなってきているようです。

昨年10月、当会で導入したパソコンは比較的有効に使われている方だと思いますが、まだまだ潜在的利用価値が残されているような気がします。そこで、①電子申請等電子化についていかに対処すべきか、②当会のパソコンをこれからどのように有効利用していくのか、この2点について話し合いたいと思います。藤井会長からお願ひいたします。



〔藤井〕

今年度、各单位会並びに日行連の役員に対して、パソコンが一台ずつ配布されました。これは、来たるべき電子化に備えて事務局並びに日行連の役員もパソコンに習熟する必要があるということへの対応であると思われます。電子化への対応というなかには、当然行政の電子化というのも含まれています。もう一つは、情報を迅速に提供するためにコンピュータを積極的に利用していくことです。このような観点で今回パソコンが配布されました。将来的には、インターネットで各单位会、あるいは役員をつなぎネットワークを構築していく、たとえばパソコンに

特集 座 談 会

よる会議、また衛生放送を通じての講習会なども開催していければと考えています。講習会は、税理士会でも試みられています。このような形を視野に入れて、インターネットの整備を進めようというのが、行政書士会の基本的な考え方です。先程広報部長からお話があったように、去年の12月に、建設省によるインターネットでの指名願の一元受付が行われました。これは、建設省の外郭団体8公団



で建設省にインターネット上で申請すれば、すべての公団に申請したのと同様の効果が与えられるという形態で実施されたものです。

今回の試みは11・12年度に限って実施されたものであり、今後継続されるかどうかについては、現時点では決定していません。今回の申請にあたって、日行連において認証局の立ち上げが行われました。認証局というのは、たとえば代理人によってインターネットで申請する場合にだれが申請したかということ、行政書士であればその行政書士本人が申請したかを確認する必要があり、この確認のための電子証明書の発行を行なうものです。認証局への申込みは、1月の時点で約170件であることが理事会に報告されています。全体の件数としてはまだ非常に少ないといえ、連合会では啓蒙活動に務めています。ただ、今回の認証は建設省のインターネット一元受付の

ための認証であって、将来的に他の官庁への電子申請における証明になりうるかという点は、今のところ未知数です。

日行連としては、企画・開発部を中心に今後他の省庁へも積極的に働きかけ、日行連の認証局で発行した電子証明については、どの官庁でも有効になりうるという形へ進めていきたいと考えています。

行政の電子化は、政府の行政改革推進本部に設置されている、高度情報化通信社会対策推進本部で進められています。当初は11年度末までに75%の電子化を目指していましたが、現状を見ますと14年度まではかかるという見通しです。日行連、各单位会は、少なくともそれまでには、電子化にいかに対応していくかということを、具体的な計画を持って進めていかなくてはいけないということです。

〔倉本〕

ありがとうございました。このような状況のなかで、我々石川会としても、電子化に積極的に参画していくべきだと思われます。会員のなかには、積極的にインターネットを利用されている方もおられます、今後整備が進めば、会員相互の情報交換にも大きな力を発揮するものと思います。

それでは、電子申請研究会世話人の寺田先生に、これまでの活動、また今後の計画等についてお話ししいただきたいと思います。

〔寺田〕

まず、電子申請研究会の発足の経緯からお話ししたいと思います。平成9年11月に、日行連が電子通信システムを利用しての申請の実験を行いました。そこで、石川会においても、住民票の申請を実験として取り扱うということで名乗りを上げました。当初は、私を

特集 座 談 会

含め、的場先生、西山先生を中心として、5名ほどで実験に参加しました。その結果を日行連で検討し、電子申請に向けての第一段階を行政書士会として取り組みました。この結果をもとに、多くの意見を出し合い、その成果が建設省の一元受付においても反映されていると思います。1昨年の3月に「インターネット一元受付けの実施について」ということで発表されましたが、それが具体化したのが、平成10年の10月か11月だったと思います。電子申請の実現化の中で、京念先生の勧めもあり、以前から実験に参加してきた西山先生、中川先生、私の3人で、電子申請研究会を発足し、一元受付けに取り組んできました。これからの方針としては、石川会としてのホームページの立ち上げを考えています。まだ具体的な細かい点は煮詰まっていませんが、他の都道府県の行政書士会のホームページを参考にしながら、これから形作っていきたいと思います。

〔倉本〕

これから電子申請研究会の取り組みの一つとして、ホームページのお話がありました。広報部としても内外に広く情報を伝えるため、ぜひ早急に具体化していけたらと考えています。それでは、実際にホームページを開設され、活用されている小山先生にお話を伺いたいと思います。

〔小山〕

ホームページの開設を考えたのは、一般の方々に行政書士の業務をアピールしたいと思ったからです。会員の方だけでなく、一般の方や商工会の方など多くの方が見てくださっています。また、宇ノ気の商工会にも小山事務所のホームページが紹介されています。

ホームページを見ていただいたことで、具体的に仕事を受けたということではないのですが、いろいろな方面に大きな拡がりを持つことができたと思います。また東京などで、他会の会員の方と名刺交換したあとに、Eメールで交流が続いています。今年の年賀状はEメールでいただいたものが多くありました。はじめは面倒だと思ったこともありましたが、慣れれば難しいものではありません。いまではメールを開くのが楽しみになりました。

〔倉本〕

私もEメールを利用しています。ただ、現時点では、相手がどうしても限定されており、多くの人とやり取りするというまでにはなっていないのが現状です。また、小山先生が実践されているホームページを通じてのアピールも大変有意義なものだと思います。

〔小山〕

情報を発信することにも大きな意義がありますし、各種の情報も簡単に手にすることができます。これからは、名刺にEメールのアドレスを入れることがあたり前のことになる



と思います。

〔倉本〕

ありがとうございました。それでは業務指導部の的場会員にお話を伺いたいと思います。

〔的場〕

特集 座 談 会

電子申請への取組みのきっかけとなったのは、日行連が電子商取引の実証実験に参加する単位会を募集し、それに対して石川会が名乗りを上げたということです。全国で11単位会がこの実証実験に参加し、そのなかで石川会は、金沢市役所との住民票の電子申請についての実験を開始しました。その時点では、その後インターネットがこれほど普及するとは予測されていませんでしたので、実現化されるのかという疑問もありましたが、大きな成果を上げることができました。その経過は日行連が報告書として本にまとめました。電子申請については、このような経緯がありました。

先程寺田先生からもお話がありましたが、業務指導部としては、電子申請に関する研究あるいは対策が急務ということで電子申請研究会を立ち上げてもらい、建設省のインターネットによる指名願の受付について対応できるよう協力ををお願いしてきました。

また、昨年7月と11月にNTTの協力を得て、パソコンとインターネットの講習会を2回行ないました。11月には電子申請研究会主催で建設省インターネット一元受付けに対する研修会を行ないました。建設省のインターネットの受付けに関しては、全国8,946社がパスワードの申請をしています。建設省への

指名願の受け付けが全国で36,000社あまりですから、パスワードの申請をしたのが2割強ということになり、非常に大きな数字であるといえます。このことから建設省では今後もこの方向をとるのではないかと考えられます。その際、一番問題となったのは、本人確認である電子認証です。申請者本人であるか、あるいは依頼を受けた行政書士であるかを確実にするということが大変重要な問題です。

電子申請のメリットとして、まず一つに時間の短縮ということがあります。たとえば今まで2時間かかっていた申請が、インターネット上では30分位で可能となり、大幅な時間の短縮となります。

〔小山〕

また、夜間でもアクセスできるなどということも大きなメリットですね。

〔的場〕

ただ、報酬の評価の仕方などまだ整備が進んでいないなどの問題もあります。日行連での研究がなされていることと思いますが、今までの枚数主義とは違う考え方方に立っていかなくてはならないと思います。それから電子申請について問題になっているのは、先程の本人確認の問題と、官庁がどういう方法で認証するのかということです。たとえば建設省が今後ベリサイン社のものを取り上げるのか、あるいは郵政省はカオスの方法をとっていますが、これが広がっていくのか、またはまったく違う方法がとられるのかは、今現在未知の状況です。これは今月号の「日本行政」にも取り上げられています。

〔藤井〕

今、郵政省のお話がでしたが、郵政省では、現在、工事と物品購入についてのイン

電子申請研究会

電子申請研究会では、メンバーを募っています。これから活動、一緒に汗を流しませんか。

Fax ; 076-232-3052

Email ; isigyou @calen.ne.jp

特集 座 談 会

ターネット上での申請が2月いっぱい受け付けられています。業務指導部には建設省だけでなく、他の官庁についても積極的に取り組んでいただければと思います。

〔寺田〕

カオスについてはまだ不備もあり、トラブルも多発しているようです。うまく機能しないことも多く、郵政省への物品購入に関する電子申請は、せいぜい50社程度であったと聞いています。

〔藤井〕

昨年の10月、中地協の主催でカオスメールによる電子申請研修会が行われましたが、やはり問題が多かったようです。

〔寺田〕

研究会では、郵政省についても検討しましたが、障害が多いということで建設省を優先して進めました。今後改善はされていくと思いますが、実用段階ではないといえるのではないかでしょうか。

〔倉本〕

ビジュアルベーシックのバージョンが異なると他のプログラムに悪影響を及ぼして、全く稼働しなくなることがあります、このようなことではないでしょうか。

〔藤井〕

郵政省のカオスメールに問題が生じたということは、福井会で発見して郵政省に知らせたということです。バージョンアップして一度は成功したものの、やはり障害が生じたようです。

〔倉本〕

カオスメールに関しては、プログラム上の問題もあり、これから行政サイドでの検討が必要だということですね。

ところで、先程業務指導部から石川会のホームページについてのお話がありましたが、開設が実現するのはいつごろになる予定でしょうか。

〔的場〕

まずその前提として、昨年7月に行なったアンケートをもとに会員の現状をお知らせしたいと思います。パソコンを所有している事務所が78事務所、インターネットに接続しているところが32事務所、接続していない事務所が45と出ています。また今後接続をしたいというところが31事務所という回答が寄せられました。もちろん私のようにこのアンケートのあとに接続したという事務所もあると思います。この流れの中でホームページを持つということにかかわっていくのですが、行政書士会を含め全国で200件あまりの行政書士



がホームページを開設しているようです。パソコン上のホームページは全体で1,500万件ほど開設されています。このような膨大な数の中でどうやって興味を持って見てもらうようにするのか、あるいは外部に向けた情報であるのか、会員に向けたものなのか等考えていかなくてはいけません。一般に向けたホームページでは、たとえば会には、このような業務に精通している会員がいますというような、業務開拓につながる情報を流していくべ

特集 座 談 会

きだと思います。また、会員向けにはQ&A方式で業務相談についてのホームページを考えています。もう一つは、会としての行事等様々な情報を流す、以上の3本を柱として検討しています。

〔倉本〕

たとえば、市町村に対する「指名願」の添付書類ですが、取り扱いが様々ですので、そのような情報も流していただけるようになれば、会員に対しての恩恵も大きいと思います。

〔的場〕

「指名願」については、各市町村によって書類が統一されておらず、これについては業務指導部として取り組む予定です。会としても、各市町村へ用紙の統一を働きかけていかたいと思います。執行部とも話し合いながら、各支部にも協力を働きかけていかなければと考えています。

〔藤井〕

そういう形式が出来上がり、年度ごとに更新していくという形がとれればかなり利用価値の高いものとなっていきます。

〔的場〕

技術的には、ホームページを開設し、情報を書き込むというのはそう難しいことではありません。問題はだれが、どのように情報を整理して、更新等の作業をしていくかということです。電子申請研究会の皆さんには、ほとんどボランティアでご協力をいただいてきています。もちろん会の運営事態がボランティア的なものですからある程度はやむをえないのですが、必要以上に一部の会員に負担をかけることにならないよう、執行部にも考えていただきたいと思います。

〔藤井〕

このような流れが主流になるなか、当然予算化も考えていきます。新年度は、この方面に重きを得た予算は配分になっていくと思います。そのような対応をしていかないと、会に配布されたパソコンも宝の持ち腐れとなって有効に活用していけないという事態も考えられます。

〔的場〕

よろしくお願ひします。ホームページに関しては、広島会の東広島支部が優れたものを作成されています。これは、非常に広くリンクが張られており、たとえば広島会東広島支部のホームページから、各省庁のホームページに簡単にとべるようにしてあります。また、会員向けには各種の書式や法律なども掲載されるなど、質の高いものが作られています。

〔倉本〕

会員向けについては、一般の方がアクセスするものと分けて考えなくてはいけないです。

〔藤井〕

昨年12月に建設業協会が、各業者にインターネットで情報を提供するということも始められています。業者団体もホームページを開設するところが増えました。行政書士会から業者団体にインターネット上でアクセスして業務のPRをしていくということも可



特集 座 談 会

能なわけで、今後はそういう面も考えていくべきだと思います。

[的場]

昨年7月に建設業法が改正され、経営事項審査結果が公表されることになりましたが、その方法の一つにインターネットでの公表ということが実際に行われています。これは財団法人建設業情報管理センターへのアクセスで手に入れることができます。全国というより全世界へ公表されているということになります。経営事項審査の結果通知は県の監理課で閲覧できますが、インターネットでパソコンの画面上で見ることができるということです。

また、法務省では、「商業登記制度に基礎をおく電子認証制度の早期実現」として商業登記簿の電子認証の問題と、登記簿謄本でのパソコンでの閲覧についてシステムの設計に着手しています。平成11年度には、登記簿謄本のパソコンでの閲覧整備が推進される予定です。今国会での法律の改正案が提案され、順調にいけば12年度中の運用も視野に入れられています。東京都と大阪府の一部では、現在、商業登記簿がコンピュータで閲覧が可能です。法案の整備がされれば平成16年度までには全国の情報がコンピュータでの閲覧が可能となる見込みです。また、これは誤解されやすい点ですが、電子申請という概念は、インターネットだけではなく、フロッピーディスクやファクスでの申請などいろいろな形態があります。電子申請が可能となつても、書類での申請がなくなるわけではなく、多様な方法での受け付けを認めるという形になついくということです。多様化という点で例を挙げると、建設省の指名願では、これまで郵

送での受け付けはなされていませんでしたが、今年から郵送でも受け付けられるようになりました。



[倉本]

今までのお話から、今後更に情報の電子化が進み、コンピュータは必要不可欠のものとなっていくということもよくわかりました。

[的場]

先程会長からもお話がありましたが、日行連では行政書士の電子認証を進めていますが、残念ながら今現在この認証を使って具体的に何ができるというものはないという現状です。これは、建設省が使用したベリサイン社の認証制度を利用して行われたものですが、今後どのように普及させていくかということが、日行連にとっても、我々行政書士にとっても重大な問題のひとつになると思われます。具体的に考えられるのは、電子申請の受け付けを開始するときに、各地方自治体がどのような制度を取り上げていくかが、これから的重要な検討課題に入ってくると考えられます。その時に、すでに行政書士会ではこういう認証制度を持っているということを積極的に働きかけて、この制度を取り入れてもらうことが必要です。先の規制緩和の問題では、行政書士会が大きな働きかけをして成果を上げましたが、それに似た努力をしていくことが重

特集 座 談 会

要だと思います。仮に、全国の都道府県の半分以上がベリサイン社の認証制度を持つ行政書士の認証制度を取り入れたとすれば、全国の動きがその流れに決まっていきます。また、そうならないと日行連がせっかく取り入れたこの制度も、有効に活用することが困難となってしまいます。電子申請の認証では、どのシステムが採用されるかということが最大の問題となりますので、石川会としても執行部を通して県への申し入れをお願いしたいと思います。

〔倉本〕

これは大変重要な問題なので、研究会のみならず、会としても積極的に取り組んでいくべきですね。

〔的場〕

会員の皆さんに、電子申請の認証をどんどん受けていただくことが、成功への第一歩だと思います。

〔倉本〕

現在全会員の1割強の会員が実際にインターネットを利用してますが、今後追随してくる会員が加速度的に多くなると思います。

〔藤井〕

今後情報の電子化というのは、急速に進んでいくことになりますが、そうなると定形化したものが大量に出回り、だれでもその情報を引き出すことができるという側面があります。これに対応するために、行政書士法の改正が急がれています。電磁的記録を文書とみなすという法案を今通常国会に提出して法改正を実現していきたいと思います。このような規定がなければ、電子化が進んでも行政書士にとって大きなメリットがあるとはいえないくなってしまいます。

〔倉本〕

法改正は最も重要な課題だと思います。本日はご多忙中にもかかわらず、お集まり



いただき貴重なご意見を賜りました。パソコンなしでは私たち行政書士の仕事は非常に狭くなってしまっていることがよくわかりました。これからは、この「会報いしかわ」やファクスだけの情報伝達でなく、当会の「ホームページ」作製に協力していきたいと思います。

当会でパソコンを導入するまで熟慮検討された会長、副会長、総務部長他各関係諸先生、また、特に導入後現在までこぎつけた電子申請研究会の諸先生や富士通サポート&サービス(株)担当者の方々、毎日当会事務所でパソコンを操作している竹内事務員等、多数の方々の英知と汗の賜です。これからもより幅広く活用し、会員相互のため、より有意義なパソコンになっていってくれるよう切望する次第です。

広 報 部

電子申請、Eメール等について会員みなさまのご意見ご要望をお寄せ下さい。

Fax ; 076-232-3052

Email ; isigyou@calen.ne.jp

県内各支部で『無料相談所』開設

昨年10月の「行政書士制度強調月間」中、「行政書士110番」を開設し、各支部では無料相談所、電話による無料相談を実施し、広く県民の行政相談に応えた。



10/4 金沢地区会場 無料相談会(於:アルプラザ金沢)



10/4 金沢地区会場 無料相談会(於:アルプラザ金沢)



10/2 七尾地区会場 無料相談会(於:アルプラザ鹿島)



10/6 羽咋地区会場 無料相談会(於:羽咋市役所)



10/1 加賀江沼地区会場 無料相談会(於:加賀市民会館)



10/3 金沢支部 無料電話相談(於:本会事務所)

電子申請及びNPO法人に関する報告

業務指導副部長 的 場 晴 次

1 建設省電子申請結果報告

建設省が昨年3月に平成11・12年度指名願をインターネットで受付けると発表し、その申請代行を行政書士が行なうことを認めたことから、本会もその対応に追われました。

NTT金沢支店の協力を得て、7月にパソコン・インターネット研修会を11月には建設省のインターネット申請の研修会を開催しました。電子申請研究会の会員の不眠不休の努力もあり、12月の受付にはどうにか会員が電子申請を行なうことができるようになるまでに漕ぎ着きました。

11月30日のパスワード締切までには、全国で8,946社がパスワードを申請し、この大半は行政書士が申請していると見られています。前回の建設省の指名願の申請は約3万6千社余りであり、今回も同程度の申請が予想されています。その2割を超す申請の大半が行政書士によって行なわれたことは、今後の行政書士の電子申請業務の開拓に大きく貢献するものと評価されると思います。

尚、会員の皆様にご協力をいただきました「パソコン・インターネットに関するアンケート」の集計ができましたのでご報告致します。

パソコン・インターネットに関するアンケート集計報告（回答数 101事務所）

①事務所にある電子機器

A. パソコン	78
B. ファックス	97
C. コピー機	96
D. ワープロ専用機	67
E. プリンター	80

②パソコンを使用する主な理由

A. 文書作成	65
B. 表計算	35
C. 会計・経理	45
D. 製図・作図	25
E. その他	12

（給与計算・経審点数計算・パソコン通信）

③インターネットに接続していますか。

A. 接続している	32
B. 接続していない	45

④今後、インターネットに接続しますか。

A. 接続します	31
B. 接続しない	12

2 NPO法人設立について

業務指導部ではNPO法人の重要性に鑑みて、その設立に関しての研修会を11月に開催しました。県内では12月に1件の申請が出されました。今後、設立の申請は増えるものと思われます。

本会では研修会に先立ちNPO法人の設立を側面から支援するために、藤井会長名で石川県及び金沢市に対してNPO法人の法人市県民税の減免に関する要望書（別紙参照）を提出致しました。石川県では当会の要望を受けまして、NPO法人への減免処置を決定しております。

石川県内ではまだ多くの団体がNPO法人の設立を計画しています。会員の皆様の積極的な活動によって、多くのNPO法人が設立され社会の発展に寄与することが、行政書士の社会的な評価の高まりにも繋がると思います。

業務指導部では社会に役立つ有効な施策を行政に対して、積極的に提言して行くことも当会の重要な任務の一つと思っております。

つきましては会員の皆様からの御意見、御要望を積極的に取り上げて行きたいと思っておりますので、ご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。

石行発第 90 号
平成10年 9月 4日

石川県知事
谷本正憲 殿

石川県行政書士会
会長 藤井國穂

要望書

特定非営利活動促進法（NPO法）が成立し、12月1日より施行されることが決定されました。

この法律は、地域社会において国民が社会に参加し活動することを活性化させ「自覚と責任のある社会」の構築を目指す、非常に重要な課題を持った法律です。この「自覚と責任のある社会」の担い手となるのが、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づいて設立される法人組織です。

特定非営利活動促進法（NPO法）に基づく法人組織は、経済企画庁長官もしくは都道府県知事の認可によって設立されるものであり、行政書士が関与して設立できるものです。

石川県行政書士会と致しましては「自覚と責任のある社会」の構築を目指すこの法律の重要性に鑑み、非営利組織の法人化に積極的に支援する所存であります。すでに、法人化を目指す非営利組織より、申請手続きの問い合わせが一部会員のところに寄せられていますが、財政基盤の弱さから法人化後の活動に懸念を抱いております。

石川県におかれましても9月議会に非営利団体活動促進条例（NPO条例）を提案するために準備中と聞いておりますが、現在活動中の非営利組織（NPO）は財政基盤が弱く活動資金が乏しい状況にあります。

つきましては、今後の日本社会を担う非営利組織の活動を支援するためにも、石川県行政書士会と致しましては非営利法人（NPO法人）に対する法人住民税の減免処置を実施されますよう要望致します。

日行連と各単位会との連絡会

中部地方協議会版 開催参加

総務部長 宮川 外茂次

さる10年11月13日（金）～14日（土）の2日にわたり三重県菰野町の新湯の山観光ホテルにおいて平成10年度「日行連と各単位会との連絡会・中部地方協議会版」が開催された。

（日本行政12月号既掲載）

日行連からは盛武会長、大空副会長が出席し、当会からは藤井会長、茅野副会長、宮川総務部長が出席した。また中地協他5県からもそれぞれ数名が参加し総勢38名の会議となつた。

連絡会は、藤井会長（中地協副会長）の開会宣言で始まり、①日行連の当面の諸問題、事業の説明 ②単位会からの要望、質問 ③意見交換の順に進んだ。

当会からの要望、質問では我々の営業権をも脅かしかねない「報酬規定」について別記2点を質問し、当会の考えを報告した。これに対し日行連盛武会長から「次の国会で報酬

規定削除の方向で法改正が提案されるが、法定報酬となるので大きな問題ではない」との回答があった。しかし、中地協としては今回の法改正には反対であり、日行連に対し再考を求めることとした。また、電子申請に対する報酬の考え方について日行連は具体的な方向を示さないばかりか、その協議もしていないことがわかった。そこで中地協として「当面紙による文書作成に準ずる報酬とする」とすることを申し合わせた。

意見交換においても当会からは「金沢市と河北郡の各町との住民票の相互取得」についての当会の取組みを報告した。

初日の連絡会終了後懇親会が催された。連絡会の質問、要望報告とは一味違った意見交換や情報交換が活発に行われ、我々も当会の事業活動や運営の参考にすべき情報を得ることが出来た。

最後に各会間の密なる交流による情報交換を祈念して連絡会は終了した。

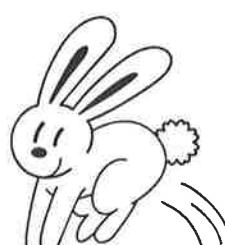
新年互礼会に参加

去る1月2日午前10時30分から金沢ニューグランドホテルで、恒例となっている石川県知事谷本正憲連合後援会主催の新年互礼会が盛大に開催されました。

昨年春の知事選挙で圧倒的信頼を得た谷本正憲石川県知事は、長期不況の世紀末ではあるが県民の負託に応え、県民の先頭に立つとの挨拶を述べられ御来賓の挨拶のうち県下各

各界層の参加者の挨拶を受けられました。

当会からは藤井会長はじめ5名で参加し、沢山の参加者のなか県知事に新年のご挨拶を申し上げました。



支部の活動状況について

輪島支部 八木史郎

平成9年に支部長に就任早々、「行政書士の書類作成業務の独占廃止」といった問題で各自治体に請願陳情を提出しなければならない事になり大変な苦労をした事を思い出します。幸いに各議会で早々と採択していただきました。

さて、支部活動としては特に変わった事はございませんが、役員会は年3回乃至4回を開催しております。研修会の開催日程、研修の内容、強調月間等についてが主なものです。

研修会は総会時において必ず実施致します。内容は「農地法による申請」「車庫証明」「国有財産用途廃止及び払下げ」「飲食店の営業関係」「建設業等」いずれも数回行っております。他に3支部合同研修会も行って成果を上げています。

強調月間は本会よりの指示に従い無料相談会を毎年実施しております。また、ポスター・文書等は直接支部の役員が各自治体の関係課へ持参し協力要請を行っております。今後も出来る限り関係官庁へ出向いて要請したいと思っております。

建設業許可申請アンケート調査について

調査期間

自 平成10年3月

至 平成10年4月

七尾支部 浦北 昭

石川県行政書士会

七尾支部建設業部会

建設業許可申請アンケート調査結果

調査対象	地区	調査件数	回収件数	回収率%	備考
七尾	285	102	35.78		
羽咋	172	56	32.55		
計	457	158	34.57		

回収内訳	地区	合計	行政書士	会計事務所等	自社	その他	備考
七尾	102	4	13	85	0		
羽咋	56	0	2	54	0		
計	158	4	15	139	0		

調査経費等	印刷費	40,845円	
	通信費	36,400円	
	合計	77,245円	

行政書士	計 4件	2.5%
------	------	------

会計事務所	計 15件	9.4%
-------	-------	------

意見箱のコーナー

新年にあたって

副会長 高位 孝一

新年明けましておめでとうございます。

厳しい経済情勢の下、98年は戦後最悪の企業倒産件数が記録された年であり、また大型倒産も多発した年でもあります。

これには不良債権を抱えた銀行も逃がれらず昨年秋に成立した金融再生法に基づき国有化された銀行もあります。

しかし、一方で、この不況下にあって業績を伸ばしている企業もあります。即ち、独自の技術で、その分野で圧倒的なシェアを有する企業、他企業が手掛けない新事業に重点を求める企業、コストの低減に成功した企業等いろいろ存在するが、共通するのは企業が努力したからだと思います。

ここで、行政書士界に眼を投じれば、今後高度情報通信社会では官公署の電子化に伴い、電子申請へと移行されていくと考えられる。そうした時に従来どおりの旧態依然とした業務運営でよいのか、或いはコストの低減化をはかるべきではないのか等不況を乗り越え生存をはかる分岐点ではないでしょうか。

皆様のご発展を祈念して、新年のご挨拶といたします。

規制緩和対策に如何に戦うか

金沢支部 藤井速生

石川県行政書士会に多大なご努力をいただきありがとうございます。結論から述べます。

今回の士族のビックバンとも言うべき本問題は極めて重大な危機に立っていることを認識することである。そのためには我々会員が

どのような背景と現状かを知らねばなりません。①連合会の月刊日本行政並びに21世紀行政サービスはこうなる（行政書士は変わります）連合会特版を何回も読んでみましょう。②代理権制度の確立 ③規制緩和時代に求められる「法律職能集団によるワンポイントアクセス」の設置に努力すること ④高度情報通信社会－インターネットの即時利用できるようになります。その具体例が日本行政特版『プライマFAXサービスのご案内』～我々会員の業務が全部掌握できるようになり、又業務に利用できます。⑤広報充実の必要性として石川県行政書士会独自のフォーラムの実施、例えば地方分権の一環として『産業廃棄物関係許可』 今や自治体においても環境保全対策として欠かすことができません。

我家の「色紙」と「書」について

七尾支部 塩田義一

私が大蔵省等時代にいたいた主なる「色紙」と「書」は次の通りである。

(1) 拓殖大学関係者からいたいた色紙

- ①拓大創立者桂太郎氏「身留一劍思君為」
- ②11代総長安東義良氏「拓魂の星に幸あれ」
- ③14代総長中曾根康弘氏「人生感意氣」
- ④剣豪千葉周作氏子孫千葉仁氏「剣」
- ⑤参議院議員山口淑子氏「愛」
- ⑥横綱北の湖の「手型」

(2) 大蔵省主計局関係者からいたいた色紙

- ①大平正芳氏「眞味是淡至人是常」
- ②福田赳夫氏「和気接人」
- ③宮沢喜一氏「飛龍直天」
- ④橋本龍太郎氏「長寿清福」

(3) (財)日本経営教育センター会長田村元氏の

意見箱のコーナー

色紙「大美晩年」

(4) 文部大臣の書「山光澄我心」

(5) 書道家青野逸人氏の書「寿康」

なお、これらの色紙及び書は、我が家家の家宝として大切に保存して人生の処生訓及び座右の銘として活用している。

一般職から専門職へ

七尾支部 太田 則 武

開業資格は独占業務と報酬規定のどちらを欠いても成り立ちません。独占と報酬は車の両輪です。両方とも弱体化させてはなりません。独占については非行政書士の職域侵害は野放しである。予防措置を講じてもらいたい。そのためには行政書士法をゼネラリストからスペシャリストへ転換すべきである。スペシャリストの導入は民法上の代理権も可能にし、国試問題に専門科目が追加され、特認資格は制限される。

両会則条項から報酬規定が削除されるとどうなるか。会則は会員の遵守事項だから報酬規定に従わなくてもよい会員がでてくる。給与会員、ボランティア会員が可能である。これでは開業資格の一角落が崩れることになる。報酬規定の削除は阻止してもらいたい。手遅れであれば業務条項の「報酬を得て」を第19条に移行して整合性をきちっとすることである。

会計原則の問題点

金沢支部 長田 和彦

一般に会計とは、計理したのち監査し報告することをいう。

長野冬季オリンピックにおいて、関係書類を焼却したという不祥事が発覚した。(真偽のほどは別として)少なくとも会計というものを知っている者ならば、そのような発言はできなかったであろう。

これに関連して、公会計原則の未整備という問題点が指摘される。

地方公共団体の一般会計や特別会計については、公会計原則と呼ぶべきルールが確立していない。

それゆえ、官庁簿記といわれる単式簿記が採用され、ストックを表示する貸借対照表が作成されていない。この現状は誤謬や不正を招く一原因となりうる。

したがって、自治省は政令を改正し、企業会計同様、地方公共団体においても複式簿記を採用すべきである。ひいてはそれが、監査制度のは正につながるのでないだろうか。

1級検定試験の活用法

金沢支部 長 永 勇

建設業経理事務士検定試験が始まって今年ではや第18回となった。3級、2級は非常に盛況で今やマンモス受験となった。2級は一般的でかなりの人が合格するが、1級となると合格者はかなり減る。1級合格者は全国で約5千人弱である。

1級科目の範囲について、財務諸表は企業会計原則、制度会計、建設業会計、資産会計、負債会計、資本会計、本支店会計、連結財務諸表、外貨建取引、共同企業体会計、精算表などがその範囲である。財務分析は分析手法や主要比率、資金運用表その他で原価計算は部門別計算、社内損料計算、完工工事原価報

意見箱のコーナー

告書などがある。

1級には専門性があり、権威もあるので合格者には何か特典があってもおかしくない。
（助）建設業振興基金や建設省に期待します。ちなみに、小生は3級、2級、1級の内、原価計算まで合格し、あとは財務諸表、財務分析を残すのみで、あと少しの感がする。

新米書士の半年記

金沢支部 大田 晃

昨年夏、52年間のサラリーマン生活に終止符を打って皆様のお仲間入りをさせてもらいました。地方公務員（37年間）の経験を少しでも生かせる仕事としては、行政書士の道が最も近く、且つ「行政と住民の架け橋」として役立つならばとの思いで出発をしました。が、新参者として何からなすべきかを考えているうちに多くの問題に直面したのです。

(1)行政書士の業務の間口は非常に広い……

その種類は約9,000件とも言われており、県書士会の業務分類……28と記されている。

(2)各分野の業務の内容は奥が深い……

法規的面の研鑽を積まねばならない。

(3)事務所開業までの準備に相当の努力と期間が必要

等であって、私は今日までの半年間何をしてきたのだろうかと反省しきり。

東京、金沢での書士会主催の研修に7～8項目の参加と、名刺配り僅かに300枚程度（一説には1万枚配らないとPRしたことにならないとか）。長距離マラソンの出発点にいる状況です。私は兎年生まれですが、亀のように一步一歩進むことにいたします。先輩諸氏のご指導とご支援をお願いして、もたも

た日記を終わります。

（1927年生）

社会福祉関係業務への関心

金沢支部 近藤 守

昨年3月に、石川県行政書士会に入会させていただきました。まだ業務知識も乏しく、相続関係、中小企業等組合関係、建設業関係と業務依頼が一つ来るたびに、諸先輩方のお手を煩わせる日々が続いています。この場をお借りしまして、あらためて厚く御礼申し上げます。

さて、そうした業務の他に、私は「社会福祉関係手続き」を主として取り扱っております。今のところ、社会福祉法人の設立や福祉施設の財務会計処理、施設入所の個人相談等です。周知のとおり、介護保険法が成立し、2000年度からの施行が決まっています。同時に社会福祉事業法の改正等「社会福祉の基礎構造改革」が予定されています。民間事業者の参入等が加速され、この分野での行政書士の役割も大きくなると思いますが、取り扱われる諸先輩方が非常に少ないと聞いています。是非、関心を高めていただくと共に、研修機会等の開催を期待しています。

羽咋市の委員会の公募委員になって

七尾支部 塩田 義一

羽咋市長本吉達也氏は選挙公約に「各種審議会の委員を一部公募し、市民参加システムを作ります」により羽咋市情報公開懇話会（委員12人でうち3人が公募委員）、女性委員会（公募委員10人）、21はくいシルバー

意見箱のコーナー

委員会（委員20人でうち10人が公募委員）の委員会を各委員会設置要綱に基づき設置して審議が行われた。このうち、私は「羽咋市情報懇話会」の委員として、平成9年9月1日から12月10日まで審議をして市長に同会長西村裕氏から答申を行い、市議会で決定し、平成10年1月から施行された。また「21はくいシルバー委員会」は平成9年10月から11年3月までの間において、各チームについて高齢者の視点から市政全般への提言を行ってきた。私はこれらの委員会に参加して当面の行政や行政の諸問題や行政がどうあるべきかなどについて幅広く知ることが出来たことは大きな収穫であった。これからもこのような委員会に参加し、行政知識の啓蒙と行政書士としての業務に活用していきたいものと考えている。

夢

支部 谷 内 廣

先日こんな夢を見た。ある書店でフロッピー付きの書式集が飛ぶように売れていて、しかも、安価で、誰もが簡単に本人申請ができるように、親切丁寧に書き方を説明してあるのである。

近年の年賀状の半数はワープロで書いてある。このような書式集が出回るとなると、国民総書士となるのも時間の問題だ。役所は窗口には厳しく、一般国民には極めて優しいので、申請事項はすぐに完了だ。我々の生き残れる道はあるのか。困難で、ややこしい仕事のみの受託となるのか。行政事務の簡素化、行政改革と言う割には手続きが非常に煩雑、且つ複雑になっている。この上、一般の方が本人申請を行ったら、役所はやり切れないの

ではないだろうか。もっと行政書士を役所の一員として扱い、我々もその負託に答えるべく、襟を正し、日夜勉学に努めねばならないと思う。ということで、コンピュータの前で取扱説明書を片手に眠り込んでいる私である。

雑感

金沢支部 潤野義治

鐵塔を番人として山眠る
灯を低くパソコンを打つ木ノ葉髪
老松の雪吊りの縄ゆるび來し
測量機しかととらへし山眠る
初ゴルフ恙なき顔揃ひけり



「石川青年の翼」に参加して

金沢支部 的 場 晴 次

昨年、私はふとした機会から「石川青年の翼」に管理員として参加し、ヨーロッパ4か国（フランス・ベルギー・オランダ・ドイツ）を周って来ました。ヨーロッパは19年振りの再訪で、パリの街並みの景観の素晴らしさは相変わらずでしたが、4か国をバスで周遊して感じたことは、ヨーロッパの通貨統合は確実に成功すると実感したことでした。

前回の訪欧では国境を通り抜けるには厳しい国境警備の検問が必ずありました。今回は国境の検問はどの国でも行われず、高速道路を目的地へ向けて走り抜けました。ヨーロッパは二度の世界大戦を経験し、その教訓からE E C（ヨーロッパ経済共同体）からE C（ヨーロッパ共同体）へ、そしてE U（ヨーロッパ連合）へと国境問題を解決して、ヨーロッパの統合を目指しております。

ヨーロッパの統合は人、物、金の自由な行動を促し、ヨーロッパ各国を広く移動する事を可能とします。人、物、金の自由な行動の保証はヨーロッパの繁栄に繋がります。

私は3年前に行政改革委員会が主催した金沢での一日行革委員会で、入管難民法の留学生の在留資格の問題及び建設業の決算変更届出書の取扱いの問題を取り上げ、意見を述べ



ました。建設業の決算変更届出書の取扱いに関する議論では、石川県土木部の方で法律遵守の立場から、建設業者に対して提出の徹底が図られました。しかし、入管難民法の規制の問題はいまだに解決の見通しがたっていません。

入管難民法は国益の保護から外国人の日本への入国を厳しく規制しております。特に、外国人が日本で働くためには様々な規制があります。しかし、このような厳しい規制はヨーロッパの動きを見れば分かるように、逆に日本の国益に反するように思われます。

21世紀は国家の開放によって今以上に人、物、金の自由な移動が求められます。行政書士の業務は、法律が規制している人、物、金の流れを法的手続に基づいて、その規制を解除して行く役割を担っております。

一昨年の行政書士法の改正によって、「行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、国民の利便に資することを目的とする。」との目的条項が行政書士法に挿入されました。このことは、行政書士が国民の依頼を受けて許認可の申請がなされた時は、法律で規制された国民の権利を法律に基づいた手続で、行政の運営に支障をきたすこと無く手續を円滑に行なうことで、その規制を解除して国民の権利を確保することだと思います。又、事実証明書類の作成は、事実を証明する書類を作成することで、国家と国民との利害を調整するあるいは私人間の利害を調整し、お互いの権利を確保することだと思います。

行政書士業務には外国人の就労を規制している法的規制を合法的に解除し、外国人が日本で働く事を可能とする重要な使命を持っております。外国人が日本で働くことが出来る

特別寄稿

と言うことは、大きく言えば世界の平和と日本の繁栄に貢献する事にも繋がります。

また、人、物、金の移動の自由は契約の重要性を伴います。法律に基づいた契約書の作成は、人、物、金の自由な移動を保証し、様々な紛争の発生を予防します。ヨーロッパ研修旅行で文化や価値観の相違のある国々の間を人、物、金が自由に移動するのを見て、行政書士法の定める事実証明書類の作成には、大変重要な使命がある事を私は再認識させられました。

建設業の許可申請を行なうことも同様に大変重要な使命を持っております。それは建設業法が求める不良、不適格業者を排除することで、国民の大切な生命と財産を守ると言うことです。手抜き工事により欠陥住宅で国民が損害を被っている事実、阪神大震災の時の不良工事によるビルの倒壊等で国民の生命と財産が脅かされた現実を見る時、行政書士に依頼された建設業の許可申請の手続には、国民の権利を確保すると共に国民の生命と財産を守るという、大変大きな責任があると言う事を忘れてはならないと思います。

このように行政書士が行なう許認可申請の業務或いは事実証明の作成業務には、大変大きな社会的使命があることを行政書士自身が認識する必要があります。

先日も風俗営業の許可申請に関する警察署を訪れましたところ、その担当官から「法律相談は弁護士業務であり、行政書士には法律相談は出来ないはずだ」との発言がありました。私は即座に「行政書士は法律の規制を解除し、許認可を得てその業務を行なうには、法律の遵守が必要であることを依頼者に説明する義務があり、許認可に関する法律

相談が出来ると行政書士法に明記されている」と反論し、行政書士にも法律相談業務が出来る事を認めさせました。

行政書士の中には許認可の申請は役所の胸先三寸でどうにでもなると誤解をされている人がいます。許認可申請の多くは法的手続に問題が無ければ、その許認可申請は認めなければならないとされております。

行政書士には代理権は認められてはいませんが、国民の依頼を受けた以上は役所に対しても、主張すべき反論があれば堂々と主張するべきです。そうした行動によって、国民の規制された権利を確保し、「行政の円滑化と国民の利便に資する」ことが出来た時に、行政書士に対して初めての国民から厚い信頼と高い社会的評価が与えられると思います。

「石川青年の翼」のヨーロッパ研修旅行は私に今後の日本と行政書士のあり方を考えさせてくれる旅ともなりました。

会 務 報 告

第3回理事会開催

- ・平成10年8月28日（金）PM 1:30
- ・本会議室 15名出席

★報告案件

- ①日行連・中地協各理事会報告
- ②各部から事業等進捗状況報告
- ③会予算執行報告（7月まで）

★審議案件及び承認案件

- ①「月間」の取組みについて
- ②パソコン及び周辺機器の導入とインターネット・ホームページの開設について
- ③その他の事業活動について
 - ・中地協主催の電子通信研修会への会員派遣について 会長ほか2名（業務指導部長一任）
 - ・石川県への要望行動の実施
 - ・会員対象のパソコン研修会の実施
 - ・支部交付金の実行
- 各支部8月末 納付額の5% 執行

★審議案件及び承認案件

- ①地区別懇話会 開催について
 - ・目的は良であり、今後も開催する。
 - ・支部との共催とし、支部行事や支部の意向を取り入れた開催とする。
 - ・本会活動の活性化は支部活動の活性化にある。支部行事として取り組む。
- ②支部交付金の実行
 - ・各支部12月末 納付額の10% 平成11年1月中旬 執行
- ③県知事新年互礼会及び日行連新年賀詞交換会への派遣要員について
 - ・互礼会 部長会出席該当者
 - ・賀詞交換会 会長・副会長・各支部から5名（人選は会長一任）
- ④平成11年度総会について
 - ・予定月日 5月21日（金）
 - ・予定会場 メルパルク金沢
- ⑤石川県土業団体協議会
 - ・出席役員 会長一任
- ⑥その他

第4回理事会開催

- ・平成10年12月5日（土）PM 1:30
- ・本会議室 15名出席

★報告案件

- ①日行連と各単位会との連絡会参加報告
- ②各部から事業等進捗状況報告
- ③会予算執行報告（11月まで）
- ④「月間」総活報告
- ⑤パソコン導入 機種等報告
- ⑥金沢市及び周辺町との住民票相互取得への会員取得についての取組み
- ⑦他部会からの報告等

なお、理事会に先立ち部長会を開催し、当面の会務及び会行事、並びに理事会提案議案の協議を行なった。

11年11月27日 新経審N P O研修会



新経審研修会 講師 金沢支部 吉田純一会员



N P O法人研修会 講師 石川県県民文化局
県民交流係長 中村義孝氏



N P O研修会 講師 小松支部 阿戸隆一会员



会場風景

地区別懇話会 開催

小松支部

さる2月5日（金）午後6時から粟津温泉“のとや”において小松支部との共催で地区別懇話会を開催した。これは、先の理事会において「支部行事としての地区別懇話会の開催」を小松支部が実施したものである。

懇話会は、藤井会長が今年度の当会事業や行政書士を取り巻く環境などを大まかに報告し、宮川総務部長、京念業務指導部長が各部の行事を報告した。今回の懇話会は小松支部の新年会も兼ねていたため食事をしながらの質問や要望となつたが、その特徴的な内容は、

①報酬額の規定が会則から削除されると聞いたが具体的にはどのようになるか。②行政書士と他士業を含めた今後の士業の方向はどうなると予想されるか。③パソコンの活用と運用と今後の事務所運営について、などであった。なお、支部会員の参加は11名、本会からは3名参加した。

地区別懇話会の目的は、支部（地区）会員と本会役員が親しく懇談し、会員からの会運営に対する要望や質問を聞き今後の運営の参考にすること及び本会行事への理解と協力をお願いすることにある。よって、小松支部の開催と参加会員数は今後の他支部の開催においても参考になると思われる。

各部の状況

総務部

総務部長 宮川 外茂次

地区別懇話会を活発に!!

総務部が担当している事業のひとつに毎年開催してきた「地区別懇話会」があります。この開催目的は、第1に会運営や会の事業にあたり沢山の会員の意見をお聞きして、その参考にする。第2にこれまで年間を通じて執行部と会員が直接意見交換や懇親する機会が「総会」のみでありその改善がありました。

開催当初は参加者も多くいろいろな意見が交わされる中で新年度事業計画や新年度予算において会員の声を反映させるものとなり又、親しく懇親ができるなど活発な行事となっていました。しかし、昨年は参加者も少なくなりある種のマンネリ化を危惧する声がではじめました。そこで今年の開催計画にあたり、理事会や支部長会に提案しご議論いただいたところ、①目的としては、大切でありぜひ開催するべきだ。②支部との共催として支部行事に組込み開催を検討する。となりました。

のことにより、開催日時や場所及び方法は支部の都合に合わせることとなりましたが、これまでに小松支部が開催しただけにとどまっています。他の支部も、支部事業の一環としてぜひ「地区別懇話会」開催を取り組んでいただきたいと思います。

会費を納めるだけの会員ではなく、権利として執行部に意見を述べ建設的な事業展開を求めるなかで会費の有効活用に参加していただきたいと思います。

会員各位のご理解、ご協力を今後ともよろしくお願ひいたします。

法規・企画部

法規・企画部長 重森 憲司

新法規集 作成する!!

前回の「法規集」作成は平成7年2月であり、この間会則の改正2回や慶弔規則・役員選任規則の改正がありました。本来なら改正の都度や新年度には改正された「法規集」を作成するべきであったと思います。しかし予算の都合もあり、改正部分の差し替えを行うにとどめました。

法規・企画部では今年度のパソコン導入に伴い、当会の法規集をパソコン内部及びフロッピーディスクに整備いたしました。このことにより会則等が改正されれば素早く改正後の新法規集を作成できることとなりました。また、当会パソコンに開設したホームページにおいても常時掲載することとし、会員がいつでも縦覧やプリントアウトができるような体制に整備を進めています。

一方、今年の通常国会において行政書士法の一部（報酬規定や受験資格等々）の改正が政府提案として予定されており、国会議決内容によっては当会会則も改正する必要が出るため「法規集」の作成は当面50部程度とします。

今回の配布先は、関係官庁、当会役員、各支部長、新入会員を予定していますが、ご希望の会員には配布しますのでご連絡ください。なお、今国会終了後には冊子として作成し、全会員に配布の予定ですのでご了解くださいようお願いします。

会員各位のご理解、ご協力を今後ともよろしくお願ひいたします。

会務日誌

7月 10日	業務研修会（電子申請に関するインターネット）	36名
12日	堀内昭夫先生藍綬褒章受賞祝賀会出席	1名
14日	登録証書伝達（本会会議室）	2名
"	広報部会	5名
21日	支部長会	8名
22日	日行連理事会	1名
23日	"	1名
"	★日政連理事会	1名
24日	"	1名
8月 3日	高度情報推進特別委員会（本会会議室）	9名
7日	監察担当者協議会	1名
10日	会長来局執務	
18日	★参議院議員小山氏来局 行政書士法改正について陳情	
		14名
"	"	
	日行連P. Cセットアップ研修	7名
"	会長来局執務	
20日	土業団体協議会定例会 (ホリディイン金沢)	3名
28日	部長会（本会会議室）	9名
"	理事会（　　"　　）	16名
"	支部長会（　　"　　）	9名
"	会長来局執務	
9月 3,4日	広報担当者協議会（日行連会議室）	1名
4日	県・市に対し減免要望書提出（県庁・市役所へ）	4名
"	電子申請に関し懇談 (金沢市統計課長)	4名
10日	ポスター掲示、 表示版設置依頼（県庁）	2名
"	会長来局執務	
11日	"	
16日	I S D N配線工事（事務局）、 パソコン据付設置	2名



小山参議院議員を囲んで



事務局にパソコン導入

会務日誌

16日	会長来局執務	
17日	プリンター据付設置	2名
21日	高度情報技術小委員会 (本会議室)	4名
21・22日	OA研修(NEC関西支社)	1名
24日	報道関係各社訪問	3名
10月 1日	会長来局執務	
"	会長北陸放送局ラジオ生出演 (強調月間インタビュー)	
"	行政書士110番電話無料相談(本会議室)	8名
2日	"	8名
"	電子申請研修会(福井県産業情報センター)	3名
3日	行政書士110番電話無料相談(本会議室)	4名
21・22日	経理部会(日行連)	1名
21・23日	建設省インターネット一元受付テストラン	4名
27日	登録証書伝達式(本会議室)	2名
"	会長来局執務	
11月 7日	登録証書伝達式(本会議室)	2名
"	部長会(本会議室)	7名
"	会長来局執務	
10日	入管業務研修会(名古屋)	1名
12日	金沢地区会員集会(本会議室)	15名
13・14日	中地協各単会と連合会の連絡会	4名
25日	電子申請研修会(ラーポート兼六)	13名
27日	新経審・NPO研修会(労済会館)	85名
12月 5日	登録証書伝達式(本会議室)	2名
"	理事会(2F会議室)	15名
"	支部長会(2F会議室)	11名
"	会長来局執務	
15日	申し入れ交渉の為県庁(総務課長)訪問	4名
17日	金沢支部役員会(本会議室)	13名
28日	本会仕事納め	
1月 2日	県知事新年互礼会(ニューグランドホテル)	4名
5日	事務局仕事始め	
17日	森 喜朗後援会新年互礼会	2名



MROラジオスタジオにて語る藤井会長

会務日誌

19日	社労士会30周年記念式典（全日空ホテル）	1名
21日	日行連・日政連合同連絡会議	2名
22日	“ 新年賀詞交歓会	5名
27日	広報部会（本会会議室）	6名
29日	技術対策委員会（本会会議室）	4名
2月 2日	広報部会（本会会議室）	5名
5日	小松支部地区別懇話会（栗津温泉）	
9日	広報部会（本会会議室）	5名

新規登録入会者（6名）

登録年月日	所属支部	氏 名	事務所・住宅	電話番号
平成 10.10.2	金沢	村尾 実	(事) 金沢市桜田町9街区7番 (住) “ 芳斎1丁目15番6号	(076)262-2369 (076)222-6324
“ 10.10.12	金沢	松田 由巳	(事) 金沢市西大桑町17番26号 (住) “	(076)241-2610 “
“ 10.11.2	七尾	端井 義之	(事) 鹿島郡鹿島町久江ヨ部16番地2 (住) “	(0767)77-1858 “
“ 10.11.2	七尾	袋井 勝	(事) 鹿島郡鹿島町井田3部20番地2 (住) “ 芹川又部81番地1	(0767)76-0244 (0767)76-0151
“ 10.11.12	加賀	中込出 崇	(事) 加賀市小菅波町2丁目85番地 (住) “ 黒瀬町木 126番地	(0761)2-2500 (0761)2-0955
“ 10.11.12	小松	上田 克助	(事) 小松市沖町チ11番地8 (住) “	(0761)24-4064 “

変更登録事項（3名）

登録年月日	所属支部	氏 名	事務所・住宅	電話番号
平成 10. 9.30	金沢	金村 万樹	(事) 松任市千代野西3丁目6番地5 (住) “	(076)276-2768 “
“ 10.10.30	七尾	林 建治 (変更前健治)	(事) (住)	
“ 10.12.28	金沢	徳田 郁夫	(事) 金沢市藤江北1丁目155番地 (住) “ 押野2丁目125番地1	(076)267-6645 (076)226-0426

退会者（9名）

退会年月日	氏名	退会事由	退会年月日	氏名	退会事由
平成 10. 9. 5	高岡 清	死 亡	平成 10. 12. 2	角井 勉	廃 業
平成 10. 9. 10	水戸 永吉	廃 業	平成 11. 1. 5	加藤 哲夫	死 亡
平成 10. 10. 7	森 忠 義	廃 業	平成 11. 1. 7	杉本 吉朗	廃 業
平成 10. 10. 29	立岩 稔	死 亡	平成 11. 1. 29	北野 英二	廃 業
平成 10. 11. 2	上田 伊兵	廃 業			

編集後記

宙返り何度も出来る無重力（上の句）

着地出来ないもどかしさ（下の句）

遙かな宇宙から地球に向けて（上の句）に続く（下の句）を募った。大変しゃれたことをするじゃないの…流石、女性的センス！…冒頭の句は、向井千秋さんご自身の句です。宇宙船から見た地球は、水色の大気圏で覆われたとってもきれいな星だった。この大切な大気圏を汚したり、破壊してはいけない。帰還後、77歳で同行されたジョン・グレンさんと一緒にテレビで、聴衆に呼びかけるように話されていた。

その地球上では、電波が飛び交い、我々行政書士の業務も紙に書くことからコンピューターによる電子申請に代わろうとしている。

今号は、「電子申請…新しいパソコン時代に向けて」の座談会を企画しました。

大雪とインフルエンザ大流行の真っただ中の編集でした。

(A・K)

会報いしかわ第25号

発行日 平成10年2月26日

発行人 会長 藤井國穂・広報部長 倉本 守

発行所 石川県行政書士会

〒920-0964 石川県金沢市本多町3丁目2番1号 MR O別館3階

TEL(076)265-5551・FAX(076)232-3052

